

ホワイトスペース利用作業班 第4回 議事要旨(案)

1 日時

平成24年10月30日(火) 15時30分-17時00分

2 場所

中央合同庁舎第2号館(総務省) 10階 総務省第1会議室

3 出席者(敬称略)

主査:

森川博之(東京大学)

主査代理:

高田潤一(東京工業大学)

構成員:

阿部健彦(株式会社テレビ朝日)、天野久徳(総務省消防庁、代理:松永陽一(同庁))、伊藤博(社団法人日本演劇興行協会)、今井亨(日本放送協会)、大原久典(マスプロ電気株式会社)、片柳幸夫(日本テレビ放送網株式会社)、加藤千早(一般財団法人電波技術協会)、栗又康史(森ビル株式会社)、齋藤一(株式会社テレビ東京)、高田仁(一般社団法人日本民間放送連盟)、田中章夫(特定ラジオマイク利用者連盟)、野田正樹(株式会社日立製作所)、原田博司(独立行政法人情報通信研究機構)、廣野二郎(株式会社フジテレビジョン、代理:森本聡(同社))、福永茂(沖電気工業株式会社)、本間康文(株式会社TBSテレビ)、水谷尚人(特定非営利活動法人湘南ベルマーレスポーツクラブ、代理:渡邊浩史(株式会社日立ソリューションズ))、渡邊邦男(日本舞台音響家協会)

事務局(総務省):

竹内電波政策課長、豊嶋推進官、浅井調整官、鈴木調整官、松元係長(電波政策課)、白石課長補佐(基幹通信課)、棚田係長(重要無線室)、星野課長補佐(移動通信課)、安澤課長補佐(地域メディア室)、山野課長補佐(放送技術課)

4 配布資料

- 資料 WS 利-4-1 ホワイトスペース利用作業班(第3回)議事要旨(案)
- 資料 WS 利-4-2 運用調整主体の具体化について
- 資料 WS 利-4-3 その他ホワイトスペース利用システムの運用調整について

5 議事概要

(1) 開会

(2) 議事

① ホワイトスペース利用作業班(第3回)議事要旨(案)について

資料 WS 利-4-1について、意見がある場合は11月1日までに事務局まで連絡するよう事務局より説明が行われた。

② 運用調整主体の具体化について

資料 WS 利-4-2に基づいて事務局より説明が行われた後、意見交換が行われた。主な発言は以下の通り。

(東京大学 森川主査)

只今ご説明頂いた資料についてコメント頂きたい。p.6 の3. は特に重要なポイントだ。

(日本テレビ放送網 片柳構成員)

事務局案では、来年4月以降ラジオマイクやエリア放送の運用調整事務が増加するのに備え、運用調整連絡会(以下「連絡会」という。)という小さい枠組みをまず作り、来年1月又はもっと早い時期から運用調整プロセス及び連絡体制等について試行錯誤を経た後に、運用調整協議会(以下「協議会」という。)を立ち上げる、という理解で良いか。

(総務省 鈴木調整官)

現在パブリックコメント中である、エリア放送の新制度は来年4月から始まり、免許申請は2月1日から受け付ける予定。また、現行制度下の免許は3月末までが有効期間。新制度下では、エリア放送の免許申請に際して、特定ラジオマイクとの運用調整ができることを証明する書類を併せて提出して頂くため、この運用調整ができるものと評価できる体制として連絡会を来年1月頃から準備する必要がある。他方で、免許人間の本格的な運用調整は、新制度が始まった後、特定ラジオマイクが移行してから必要になると推定される。その間に今回の構成員等を中心とした連絡会で、より詳細な調整の手続き等を協議し決めて頂くと考えている。なお、特定ラジオマイクが移行する前に、エリア放送について、地デジへの混信が万一発生した場合の調整も発生し得るが、それは連絡会の中心的な役割ではないと考えている。

(特定ラジオマイク利用者連盟 田中構成員)

P.3 (2)の(ア)と(ウ)の違いを教えてください。

(総務省 鈴木調整官)

(ア)は運用調整のための新しい枠組みを作らず、特定ラジオマイク利用者連盟が新たな調整も担うということ、(ウ)は新たな枠組みで対応するという。しかし、これらは中間とりまとめから引用した例示に過ぎず、運用調整主体がこれらのいずれかに限られる、というわけではないことをご承知おき頂きたい。

(TBS テレビ 本間構成員)

エリア放送の免許人、ホワイトスペース特区の立場として、p.5 の2. (3)にある通り、エリア放送に包括的な免許人団体が無いことを大きな問題と認識している。現在、エリア放送を運用している免許人のうち、本作業班の構成員である湘南ベルマーレや森ビル、弊社等の一部の免許人は、新制度で実用局に適用される与干渉の有無のシミュレーション、厳しい規格のチャンネルフィルターの装着、離隔距離確保の徹底、といった厳しい基準を順守して運用を行っているが、合計 35 者もいるホワイトスペース特区など大多数の免許人は、相対的に緩い実験試験局の基準で運用を行っている。真面目な免許人が不利益を被らないために、来年度以降は全てのエリア放送の免許人が新制度の基準を確実に順守するよう、例えば基準を満たさないホワイトスペース特区は指定を取り消す等、徹底して頂きたい。

(日本民間放送連盟 高田構成員)

地デジ保護に関連し、p.6 の連絡会の項の②に記述されている、連絡会及び協議会への放送事業者・特定ラジオマイク免許人団体・エリア放送免許人等の参画は適当であると考えます。

(森ビル 栗又構成員)

エリア放送の免許人の立場からも、連絡会及び協議会への運用調整の取りまとめに中立的な者や電波伝搬に係る技術的知見を有する者の参画は望ましい、と考える。

(東京大学 森川主査)

今後は p.6 の基本方針(案)を元に、来年 1 月の連絡会立ち上げに向けて、具体的な運用調整手続等のひな形作りに取り組む、ということで良いか。

(テレビ朝日 阿部構成員)

異論は無いが、確認させて頂きたい。p.6 の連絡会の項の①について、特定ラジオマイク関係者や、特定ラジオマイク利用者連盟等の特定ラジオマイク関係者間の運用調整機関は参加するのか。

(総務省 鈴木調整官)

記述にある通り、参加して頂く。

(テレビ朝日 阿部構成員)

連絡会及び協議会の会員の選出方法について、事務局はどのように考えているか。

(総務省 鈴木調整官)

本作業班の構成員は運用調整の仕組みの制定に携わり、経緯を把握していることから連絡会の会員として適当と考える。しかし、ここに記載されている会員候補は、あくまで連絡会設立時点のものである。

(テレビ朝日 阿部構成員)

中立的な者を中心とし、免許人によって連絡会及び協議会を構成する事に賛成する。

(日立製作所 野田構成員)

P.6 の上段の記述に関連して、特定ラジオマイク免許人間の運用調整と、連絡会及び協議会の関係がどうなっているのか伺いたい。例えば、地デジへの干渉が発生し特定ラジオマイク免許人がチャンネルを変更する場合に、連絡会又は協議会と特定ラジオマイク利用者連盟のどちらが調整するのか。

(総務省 豊嶋推進官)

そうした運用調整の手続きはこれから定めるが、いくつかのステップを踏む必要がある。手続きのひな型は連絡会の発足前に定めるが、実際に運用調整を行う際には修正が必要となることが想定される。3月に特定ラジオマイクのチャンネルリストが公表され次第、これを踏まえて連絡会で修正を検討してはどうか、と考えている。

(日本放送協会 今井構成員)

来年3月のチャンネルリスト公表以前、例えば最終とりまとめを行う来年1月時点においては、手続きの検討材料となる情報は今より多いのか。

(総務省 星野課長補佐)

チャンネルリストは技術試験事務の結果を踏まえ、来年3月にまとめて公表する予定であることから、来年1月時点での情報量は現在と変わり無い。

(特定ラジオマイク利用者連盟 田中構成員)

P.2 の I (2) の「ラジオマイク」とは「特定ラジオマイク」のことか。

(総務省 鈴木調整官)

その通り。

(東京大学 森川主査)

事務局案によると、運用調整手続のひな型は本年12月までに策定することとなっている。この案でよろしいか。

(全員了承)

よろしければ、この方針を基に引き続きひな型の具体化を進めて行きたい。

③ その他ホワイトスペース利用システムの運用調整について

資料WS利-4-3に基づいて事務局より説明が行われた後、意見交換が行われた。主な発言は以下の通り。

(東京大学 森川主査)

その他ホワイトスペース利用システムの運用調整については、具体化がすすめられていない段階ではあるが、事務局が提示した論点以外にも議論すべき点があればご提示頂きたい。

(テレビ東京 齋藤構成員)

P.5 の①の運用調整主体に総務省は参加するのか。複数のシステム間の干渉検討は複雑であるため、技術的知見を持つものが関与することが非常に重要と考えている。

(東京大学 森川主査)

P.5 の3. ①と②は最終とりまとめにこのままの形で入るのではないか。③と④については、作業班の後、それぞれのシステムの実用化の段階での検討課題となるだろう。

(日立製作所 野田構成員)

P.5 の3. ③にある既存局への配慮は当然必要であると考えているが、電波を無駄に占有する状態が発生して、電波の有効利用という本来の趣旨が損なわれないよう、後から申請をするものへの配慮も必要であると考えている。

(特定ラジオマイク利用者連盟 田中構成員)

具体的には後から申請するものが使用できるよう、現段階の免許人は必要以上のチャンネルの申請や使用を控えるべき、ということか。

(東京大学 森川主査)

特定ラジオマイクはその他のシステムより上位に位置づけられているので、そうした配慮の必要は無い。

(総務省 鈴木調整官)

既存局の事業継続性への配慮は、同位のシステム間で求められること。しかし、とりあえず確保しておこう、という安易な気持ちで、使う予定の無い運用枠まで取り合うのは望ましいことではない、と考えている。現在の特定ラジオマイクはそういったことがないよう、関係者間でうまく調整できているように思うので、特段懸念する必要は無いと考える。

(東京大学 森川主査)

これ以外又は全体について意見は無いか。最終とりまとめに向けて、今回提示された論点について事務局で整理して頂き、前広に議論を進めていきたい。

(一同意見無し。)

④ 今後について

今後の作業班においては、連絡調整主体の設立方針が固まったことを受けて、連絡会が1月に始動することを踏まえ本作業班において固めておくべき運用調整手順のひな型等や、資料 WS 利-4-3の p5 に掲げられた特定ラジオマイク・エリア放送以外のホワイトスペース利用システムに関し検討すべき事項について、議論していく予定であることが事務局から説明された。

また、これらについて、本日の会合で述べられた意見以外に追加で意見があれば、11月1日(木)12時までに事務局に連絡してもらうこと、それを踏まえて、事務局で整理していくことが事務局から説明された。

また、今後のスケジュールについては、別途連絡する旨が事務局から述べられた。

(3) 閉会

以上